船橋市里親養育相互援助事業実施要綱

（目的）
第1条　里親養育相互援助事業（以下「里親サロン事業」という。）は、里親及び里親になることを希望する者など（以下「里親等」という。）が児童相談所等に集い、相互に交流することにより里親等の精神的負担の軽減を図るとともに、委託された子どもの適切な養育を確保することを目的とする。

（実施主体）
第2条　この事業の実施主体は船橋市とする。ただし、必要に応じて里親関係団体等に委託して実施できるものとする。

（事業内容）
第3条
（1）事業内容
　里親等が児童相談所等に集い、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者など児童福祉に関する経験を有する者（以下、児童福祉司等という。）の支援のもとに情報交換や子どもの養育についての話し合い等を通じて、里親自身の養育技術等の向上並びに負担の軽減等を図るものである。
（2）実施方法
ア　里親サロン事業の実施については、里親等が主体的に取組むことができるよう配慮するものとする。また、児童福祉司等は、里親が行う養育に関する相談や関係機関との連絡調整に当たるほか、里親サロン事業の円滑な運営を支援するものとする。
イ　里親サロン事業が実施された後、児童福祉司等は、児童相談所の里親担当者に報告するものとする。

附 則
この要綱は、令和8年7月1日から施行する。